

町からのお知らせ



町内の交通事故死ゼロ 3500日達成しました!

平成19年8月16日の死亡事故以降、交通安全運動を進めて来たところ、平成29年3月16日の経過をもって「町内の交通事故死ゼロ3500日」を達成することができました。

そして、新たに「町内の交通事故死ゼロ4000日」を目標に設定し、交通安全運動を推進して参ります。

町民の皆様方におかれましては、これまで以上に、スピードダウン、シートベルトの着用、天候・路面状況に合わせた安全運転を心がけ、職場・家庭・地域から交通安全運動推進に、より一層のご協力を心からお願い申し上げます。

～目標：「町内交通事故死ゼロ 4000日」～
(達成日：平成30年7月29日)

興部町交通安全推進委員会
会長 興部町長 裕 一寿

議会報告会（意見交換会）の実施について

興部町議会では、信頼される・開かれた議会活動の一環として、町民の皆様との意見交換を行うため、議会報告会（意見交換会）を開催いたします。

議会活動への意見、町政への提言などを聴く貴重な機会として開催させていただきますので、たくさんの町民の皆様のご参加をお願い致します。

1. 開催日時・場所

○4月25日(火) 14:00～ 興部中央公民館
○4月26日(水) 14:00～ 沙留公民館

2. 報告会（意見交換会）の内容

議会報告として、平成28年度の議会活動の概要、平成29年3月定例会（予算に関する議決概要等）の報告をし、その後、町民の皆様との意見交換会を行います。

3. お問い合わせ 興部町議会事務局 Tel82-2135

健康推進係からのお知らせ

1. 4月に実施する健診事業

○ 乳児健康診査・・・4月27日(木) 12:30～15:30 きらり
※対象となるお子さんのいるご家庭には、ご案内をお送りいたします。

○ お問い合わせ先 ～ 福祉保健課 健康推進係 Tel82-4170

ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー等乗車料金の助成制度

興部町では、重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

◎主 旨

身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤー及び介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

◎利用可能事業所

・(有) 興部ハイヤー (興部町仲町) Tel82-2036
・NPO 法人わたぼうし (興部町本町) Tel82-7733

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

◎対 象 者

町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

・下 肢 障 害 (1～2級)
・体 幹 障 害 (//)
・視 覚 障 害 (//)
・心臓機能障害 (1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

◎助 成 額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません

◎申 請 先 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

◎問 合 せ 先 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

各種福祉手当制度のご案内

| 手 当 名 | 児 童 扶 養 手 当 | 特 別 児 童 扶 養 手 当 | 障 害 児 福 祉 手 当 | 特 別 障 害 者 手 当 | | | |
|-----------------|---|--|---|---|--------------------------------------|--|---|
| 受 給 者 | 支給要件に該当する児童（18歳到達後の3月31日までの者又は障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。 | 支給要件に該当する障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。 | 重度障害児（20歳未満）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。 | 重度障害者（20歳以上）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院又は診療所に継続して3カ月を超えて入院している。 | | | |
| 支 給 要 件 | ①父母が婚姻を解消した児童 | ※身体（下記の障害や、内部障害（心臓や腎臓等）、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。 | | | | | |
| | ②父又は母が死亡した児童 | 障 害 別 | 1 級 | 2 級 | | | |
| | ③父又は母が一定程度の障害の状態にある児童 | 眼 | 両眼の視力の和が0.04以下のもの | 両眼の視力の和が0.08以下のもの | 両眼の視力の和が0.02以下のもの | 「表A」の障害が2つ以上ある方又は、「表A」の障害が1つと「表B」の障害（表Aと異なる障害）が2つ以上ある方。 | |
| | ④父又は母が生死不明の児童 | 聴 覚 | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの | 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの | 表 A | 表 B |
| | ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童 | 平 衡 機 能 | | 平衡機能に著しい障害を有するもの | | 両眼の視力の和が0.04以下のもの | 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの |
| | ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 | そ しゃ く ・ 嚔 下 機 能 | | そしゃくの機能を欠くもの | | 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの | 両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの |
| | ⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童 | 音 声 又 は 言 語 機 能 | | 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの | | | 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの |
| | ⑧婚姻によらないで生まれた児童 | 上 肢 | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの | 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの | 平衡機能を失ったもの |
| | ⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童 | 下 肢 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの | 両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの | 両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの | | 音声又は言語機能を失ったもの |
| | | 体 幹 | 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの | 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの | 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの | 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの |
| | 肢 体 の 機 能 | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの | | 体幹の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの | 一下肢の機能を全廃したもの 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | |
| | そ の 他 | 上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など | | | | | |
| 支 給 金 額 (月 額) | | 全部支給 | 一 部 支 給 | | | | |
| | 児童1人の場合 | 42,290円 | 42,280円～9,980円 | 51,450円 | 34,270円 | 14,580円 | 26,810円 |
| | 第2子加算額 | 9,990円 | 9,980円～5,000円 | | | | |
| | 第3子加算額 | 5,990円 | 5,980円～3,000円 | | | | |
| | ※所得制限がありますので支給されない場合があります。 | | | | | | |
| 申 請 書 類 | ○児童扶養手当認定請求書 ○養育費等に関する申告書 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○同居扶養義務者に関する調書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○戸籍謄本 ○年金手帳 ○振込先のわかるもの ○マイナンバーのわかるもの | ○特別児童扶養手当認定請求書 ○特別児童扶養手当認定診断書（障害別） ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの | ○障害児福祉手当認定請求書 ○障害児福祉手当認定診断書（障害別） ○障害児福祉手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの | ○特別障害者手当認定請求書 ○特別障害者手当認定診断書（障害別） ○特別障害者手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの | | | |
| 類 | ※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。 | | | | | | |

◎お問い合わせ・手続き先 ～ 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係（TEL82-4120）

ヒグマによる事故にご注意ください

野山に残雪が少なくなり、山菜採りが盛んになる季節を迎え、ヒグマによる事故を防止するため、町民の皆さん一人ひとりに事故防止の意識を強く持っていただくことが大切です。野山に入る際には特に次のことに注意してください。

- 役場等で事前にヒグマの出没状況を確認しましょう。
- 野山では単独行動を控えましょう。
- 鈴を携帯するなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。
- においの強いものはヒグマを引き寄せますので、残飯や空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

『春のヒグマ注意特別期間』 4月1日(土)～5月31日(水)まで

※ヒグマを目撃したときは、出没状況をお知らせください。

◎住民課 住民環境係 Tel82-2164

畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

〈実施期間〉 平成29年4月1日より平成29年9月30日まで

〈実施区域〉 興部町全域

〈実施方法〉 捕獲等

〈その他〉

①放し飼いは厳禁です。

犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な網・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。

飼育犬が放れた場合は、必ず役場まで連絡願います。

また、他人にとって狂暴に見える放し飼いの犬のために、住民からの苦情が数多く寄せられています。

②犬・猫のフンは必ず始末してください。

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。

条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。袋を持って散歩をさせるのも飼い主のマナーです。

③マナーを心得てください。

犬のしつこい鳴き声は、もしかしたら各種ストレスによるものかも知れません。

他人に迷惑を掛けないように、飼育上のマナーを常に考えましょう。

(住民課 住民環境係)

北海道マラソン2017

「179市町村参加企画」参加者の募集について

昨年8月、「第30回記念 北海道マラソン2016」にて実施されました、北海道内の全179市町村からランナーの参加を目指す「179市町村参加企画」が大変好評であり、今大会においても引き続き同企画が実施される事になりました。

興部町の代表となります市町村ランナーを募集いたしますので、下記の募集要項をご覧の上、期日までにご応募ください。

オール北海道で大会を盛り上げていきましょう！

(1) 開催日

平成29年8月27日(日) 午前9時スタート

(札幌・大通西4丁目駅前通スタート)

(2) 参加種目 フルマラソンまたはファンラン(11.5km)

(3) 参加条件

- ①興部町内に居住していること
- ②フルマラソンの場合は、大会当日満19歳以上の男女で5時間以内に完走できる方
- ③ファンランの場合は、大会当日満16歳以上の男女で1時間45分以内に完走できる方

(4) 募集人数

1名(応募者多数の場合は、厳正なる抽選により決定いたします)

(5) 参加料

無料(ただし、参加にかかる交通費や宿泊費等の費用は参加者の負担となります)

(6) その他

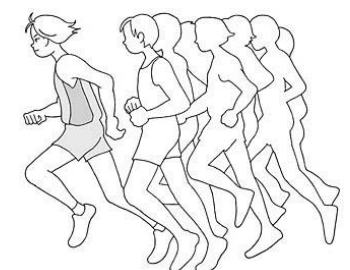
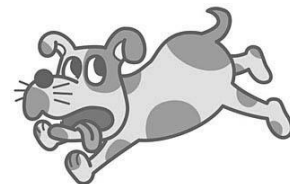
- ・参加者の決定後、意気込みやタイムなどを記入して頂く申込用紙に記入して頂きます。
- ・本企画ランナーの氏名、写真、コメント等については、北海道マラソン公式ホームページ及び北海道新聞等に掲載されますのでご了承願います。

(7) 申込期日

平成29年4月17日(月) 午後5時まで(期日厳守)

(8) 申込・お問合せ

教育委員会 社会教育課 体育振興係 Tel82-2552



住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。
 申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。
 <公営住宅> 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層214,000円以下）

| 団地名 | 募集戸数 | 建設年度 管理番号 | 構造等 | 間取り 面積 | 法定家賃 |
|--------------|------------|--------------|-----------------------|----------------|--------------------|
| 泉町団地 2号棟 | 1戸 (1階) | H5 331 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 2LDK 62.76㎡ | 17,800~ 35,000円 |
| 泉町団地 2号棟 | 1戸 (2階) | H5 337 | 鉄筋コンクリート造 2階建 | 2LDK 70.72㎡ | 20,100~ 39,500円 |
| 新泉町団地 | 1戸 | H1 318 | セラミックブロック造 平屋建 | 3LDK 68.35㎡ | 16,100~ 31,700円 |
| 緑ヶ丘団地 | 1戸 | S56 293 | セラミックブロック造 平屋建 | 3LDK 67.50㎡ | 12,800~ 19,500円 |
| 緑ヶ丘団地 | 1戸 | S63 314 | セラミックブロック造 平屋建 | 3LDK 68.35㎡ | 15,700~ 30,900円 |
| 新沙留団地 公-6 | 1戸 (2階) | H11 416 | 鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建 | 2LDK 65.00㎡ | 19,200~ 37,700円 |
| 新沙留団地 公-9 | 1戸 (2階) | H15 441 | 鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建 | 3LDK 76.57㎡ | 23,000~ 45,200円 |

<特定公共賃貸住宅> 所得の月額基準：158,001~487,000円

| 団地名 | 募集戸数 | 建設年度 管理番号 | 構造等 | 間取り 面積 | 法定家賃 |
|-------|------------|--------------|-----------------------|----------------|--------------------|
| 新沙留団地 | 1戸 (1階) | H10 特-1 | 鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建 | 2LDK 65.42㎡ | 46,000~ 58,000円 |
| 新沙留団地 | 1戸 (2階) | H10 特-3 | 鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建 | 3LDK 76.57㎡ | 50,500~ 62,500円 |

※家賃は所得に応じて変わります。

※家賃の他に共益費（石油給湯器使用料として2,000円、草刈料として泉町団地500円、新沙留団地600円）が別途加算されます。

【入居申込資格】

- ①町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方
- ②連帯保証人が1名いること。
- ③原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。
 ※他にも要件等がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【申込期限】4月17日（月）午後5時15分まで

【問い合わせ先】建設課 建築維持係 Tel.82-2166

公衆浴場 営業日変更のお知らせ

公衆浴場の営業日について、次のとおり4月~10月期の営業日となりますので、お知らせいたします。 確認の上、ご利用ください。

<興部町公衆浴場>

| 期 間 | 営 業 時 間 | 定 休 日 |
|--------|-----------|---------|
| 4月~10月 | 午後5時~午後9時 | 日曜日 |
| 11月~3月 | | 火・木・日曜日 |

※不明な点は、興部町公衆浴場指定管理者 興部環境事業組合
 （担当窓口 Tel.82-2015 長坂）までお問い合わせください。

平成29年4月3日で
 町内・町民の



交通死亡事故ゼロ3518日
 スピードダウンとシートベルトの全席着用

